

## 燃ゆる感動かごしま国体における

### 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

【第1版】令和4（2022）年6月7日

【第2版】令和5（2023）年3月22日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

## 目 次

1 はじめに	1
2 目的	1
3 対象範囲	1
4 定義	1
5 参加者において遵守すべき事項	2
6 競技会等において実施すべき事項	4
7 宿泊、輸送	7
8 総合開・閉会式	9
9 体調不良者発生時の対応	9
10 開催の可否判断	9
11 その他	9

## 1はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会），各中央競技団体等が定めるガイドライン，各業界団体が定めるガイドライン等を参考に作成したものである。

## 2目的

本ガイドラインは、特別国民体育大会（以下「燃ゆる感動かごしま国体」という。）の開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な大会運営を行うため、参加者が遵守すべき事項や競技会における各主体の役割分担を定めるとともに、市町村実行委員会又は市町村（以下「市町村実行委員会」という。）及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策等を取りまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルスの感染状況に基づいて取りまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて隨時改定を行うものである。

## 3対象範囲

本ガイドラインは、燃ゆる感動かごしま国体の競技会（正式競技、特別競技、公開競技及びデモンストレーションスポーツ）及び総合開・閉会式に参加する全ての者を対象とする。

## 4定義

(1) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 体温37.5℃以上の発熱がある。
- ② 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、身体が重い、疲れやすいなどの症状がある。
- ③ 咳、喉の痛み、鼻水、頭痛など風邪の症状がある。
- ④ 味覚や嗅覚の異常がある。

(2) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 新型コロナウイルスに感染し、療養期間が終了していない者（以下「陽性者」という。）
- ② 陽性者と生活を共にしている同居者で待機期間が終了していない者
- ③ 保健所の調査により濃厚接触者と判断された者で、待機期間が終了していない者
- ④ 同居家族以外の陽性者との濃厚接触が疑われる者（陽性者の発症2日前から、陽性者と1m以内の距離で15分以上接したことがある者）

- ⑤ 濃厚接触者の疑いがあり、医療機関や保健所から濃厚接触者認定・解除の明確な指示が出されていない者
- (3) 健康アプリとは、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」のことをいう。
- (4) 健康アプリ等とは、健康アプリ又は体調管理チェックシート（様式1、2）のことをいう。
- なお、スマートフォン利用者は原則として健康アプリを利用することとする。
- (5) 大会参加日とは、競技会又は総合開・閉会式に参加する日（鹿児島県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む。）」、鹿児島県以外の都道府県から参加する者は、大会への参加・出場を主目的として来県する日とする。）のことを行う。

## 5 参加者において遵守すべき事項

### （1）共通事項（参加者全員）

- ① 参加者は、大会参加日の10日前から参加当日まで、体調不良者又は濃厚接触者等に該当する場合は、会場へ来場しないこと。
- ② 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。
- ③ マスク着用については、個人判断とすること。ただし、感染状況によっては、マスク着用を広く呼びかけるなど、強い感染対策を求めるこことする。
- ④ 石鹼と流水による手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参すること。
- ⑥ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛すること。
- ⑦ 3密の回避に努めること。
- ⑧ 会場内では、県又は市町村実行委員会等の案内及び指示に従うこと。
- ⑨ 新型コロナワクチン接種（3回）を推奨する。
- ⑩ 大会参加後は、会場地を出た翌日から10日間、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動を毎日記録すること。なお、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、県実行委員会へ速やかに報告すること。

### （2）個別事項

#### ① 選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む。）

- ア 大会参加日の10日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。
- イ 参加当日は、代表受付を行う場合を除き、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
- ウ 代表受付を行う場合は、代表者が参加当日、全員分の健康アプリ等を確認した上で、会場受付へ画面提示し、又は、体調管理チェックシート総括表（様式3）を作成の上、提出すること。
- エ 観覧は、指定されたエリアのみで行い、一般観客エリアには立ち入らないこと。
- オ 観客との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。
- カ 競技（ウォーミングアップ含む。）中以外は、マスク着用を推奨すること。ただし、

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう周知すること。

**② 競技役員・競技補助員、競技会役員、競技会係員、競技会補助員（ボランティアを含む。）**

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。

イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

**③ 報道員**

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。

イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

ウ 取材を希望する場合には、県実行委員会が実施する報道員来会調査において事前申請すること。また、取材を認められた報道員は、各競技会場において取材日ごとに受付を行うとともに、報道員ID、報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。

エ 取材人数は、出来る限り少なくすること。

オ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（競技者と取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施すること。なお、指定された場所以外では取材・インタビューを行わないこと。

**④ 観察員**

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。

イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

ウ 観察は事前申請とし、県又は市町村実行委員会が定める手続等に従うこと。

エ 観察は感染防止の観点から、必要最小限の人数とすること。

オ 会場内では、指定された場所のみで観察を行うこと。

**⑤ 会場設営者**

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

**⑥ 売店事業者**

ア 大会参加日の10日前から毎日、健康アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録すること。

イ 参加当日は、会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

ウ 出店（出展）者は、現金等の受け渡し後には手指消毒を行うこと。

エ 出店（出展）者は、マスクを着用すること。

オ 参加者が身体的距離を置いて並べるよう人ととの十分な間隔を空けた整列を促すなどの対応を行うこと。

カ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意すること。

キ 設置する備品（テーブル・椅子等）は定期的に消毒すること。

ク 対面での飲食及び食事中の会話は自粛すること。

ケ これらの感染防止対策を講じることができない場合は、出店（出展）できないものとする。

## ⑦ 観客

ア 氏名及び連絡先の提出、体調管理チェックシートの記入等、県又は市町村実行委員会の要請があった場合は協力すること。

イ 飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。

(ア) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(イ) ハイタッチ、肩組み

ウ 次の応援は、大会運営に支障が生じない範囲及び程度において容認する。

なお、応援に当たっては、身体的距離を確保し、他の客との接触は避ける。

(ア) プレーの拍手、拍手による応援

(イ) スティックバルーン、ハリセン等の使用

(ウ) タオルを広げて振る、又は回す。

(エ) フラッグ（新聞紙大の手旗）を振る 等

エ 選手との握手、ハイタッチ、会話等を行わないこと。

## 6 競技会等において実施すべき事項

### （1）役割分担

#### ① 県実行委員会

ア 本ガイドラインの改定及び関係者への周知を行う。

イ 感染症対策に関し、関係機関との調整を行う。

ウ 正式競技及び特別競技における感染防止対策に関する参加条件を定める。

#### ② 市町村実行委員会

ア 本ガイドライン等に基づき、各競技会場等における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施すること。また、当該対策や入場の可否等については、事前に参加者へ周知や提供等を行い、会場等での混乱を避けるよう努めること。

イ 健康アプリ等により参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員（ボランティアを含む。）、報道員、視察員、会場設営者、売店事業者、観客）の体調把握を行うこと。

ウ 提出された体調管理チェックシート等の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄すること。

#### ③ 競技団体

ア 健康アプリ等により参加者（競技役員、競技補助員）の体調管理を行うとともに、体調管理チェックシート（競技役員、競技補助員、選手団分）については、取りまとめの上、市町村実行委員会へ提出すること。

イ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を行うこと。

ウ 競技会場ごとに、感染症対策の確実な実施を促すほか、感染者が発生した際の対応に関して総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置すること。

## (2) 予防対策

### ① 共通事項

#### ア 手指衛生の励行

- (ア) 会場等では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、場内アナウンス等を行うこと。
- (イ) 会場等の手洗い場には、石けん（ポンプ式が望ましい。）を用意するとともに、参加者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること。

#### イ 3密の回避

##### (ア) 密閉空間の回避

選手控室、役員控室などの個室については、機械換気による常時換気又は窓開け換気を実施すること。

##### (イ) 密集場面の回避

- (ア) 会場等においては、人ととの接触を可能な限り避け、身体的距離を確保できるよう対策を講じること。
- (イ) 人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼び掛けなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じること。
- (ウ) 休憩時間や待合場所での密集も回避するための対策を講じること。

##### (ウ) 密接の回避

人と人が近距離で長時間対面して話す場所には、換気を徹底するとともに、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合、受付等の担当者はマスク着用のほかフェイスシールド等を着用するよう努めること。

##### (エ) ゾーニングの確保

選手・監督等と観客の導線は可能な限り分け、立入禁止の掲示やロープなど、両者が交わることがないようゾーニングに努めること。

#### ウ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、定期的に消毒すること。

#### エ 飲食の制限

飲食可能エリアにおいては、飛沫感染等を低減するための対策を講じること。

### ② 個別事項（エリア別）

#### ア 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

#### イ 受付等

- (ア) 検温の実施や、健康アプリ等により参加者の体調把握を確実に行い、不備がある場合や、感染が疑われるような場合は、参加の辞退も含め、適切な対応をとること。

- (イ) 人と人が近距離で長時間対面して話す場所には、換気を徹底するとともに、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合、受付等の担当者はマスク着用のほかフェイスシールド等を着用するよう努めること。
- (ウ) 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと。
- (エ) 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の工夫を行うこと。
- (オ) 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用すること。
- (カ) 手指消毒や共用物品（筆記用具など）の消毒を実施すること。

#### **ウ 手洗い場所・トイレ**

- (ア) 手洗い場には石けん（ポンプ式が望ましい。）を用意すること。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意すること。
- (イ) 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと。

#### **エ 控室・更衣室等の諸室**

- (ア) 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避けること。
- (イ) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する、または別室を用意など措置を講じること。
- (ウ) 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

#### **オ 観客席**

- (ア) 屋内競技では収容定員のうち、観客席として割り当てられた数を上限として運用する。
- (イ) 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員のうち、観客席として割り当てられた数を上限として運用する。
- (ウ) 収容定員のない会場は、人と人との間隔を確保すること。
- (エ) 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数のうち、観客席として割り当てられた数を上限として運用する。
- (オ) 選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と分けし、極力離れた場所とすること。
- (カ) 観客席には、応援時の禁止事項や観戦時の注意事項等を掲示すること。
- (キ) 可能な限り感染防止対策を行った上で、原則、有観客とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合には、無観客を検討すること。
- (ク) 無観客とする場合は、あらかじめ、県実行委員会と協議するとともに、インターネット配信等の代替措置を可能な限り講じること。
- (ケ) 収容人数が5,000人を超える場合、かつ収容率が50%を超える競技会を実施しようとする場合は「感染防止安全計画」を策定し、県実行委員会へ提出すること。

#### **カ 取材エリア**

- (ア) 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知すること。
- (イ) ミックスゾーンを設置する場合は、柵などで身体的距離を確保し、3密を避け

ること。

- (ウ) 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか、オンラインでの実施等も検討すること。

#### **キ おもてなし、売店、休憩所等**

- (ア) 3密の回避や身体的距離の確保など、感染防止対策を講じること。
- (イ) 食事可能エリアにおいては、対面飲食の回避など飛沫防止の対策が講じられるよう売店事業者等へ指導すること。
- (ウ) 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意すること。
- (エ) 十分な感染対策が講じられない場合は、設置の中止を検討すること。

#### **③ 各種会議、開始式、表彰式**

##### **ア 各種会議**

監督会議等については、会議の運営方法や伝達事項、議題等の見直しを行った上で、書面やオンライン開催など、実施方法について検討すること。

##### **イ 開始式、表彰式**

- (ア) 各競技会の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じること。
- (イ) 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じること。
- (ウ) 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しないこと。

## **7 宿泊、輸送**

### **(1) 宿泊**

- ① 県実行委員会及び市町村実行委員会が実施（合同配宿業務）  
ア 配宿予定の宿泊施設に対し、宿泊施設説明会等の機会を通じ、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）の遵守を依頼すること。  
イ 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について宿泊申込のWebシステム等により協力依頼を行うこと。
- ② 市町村実行委員会及び各競技団体が実施（合同配宿業務の対象とならない公開競技、デモンストレーションスポーツ等）  
宿泊者に対し、参加申込等の機会を通じ、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行うこと。

#### **【宿泊に当たっての留意事項】**

##### **ア 基本的な感染防止対策の徹底**

- (ア) 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
- (イ) 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- (ウ) 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
- (エ) 宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

- イ フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース
  - (ア) フロントでの手続は代表者がまとめて行う。
  - (イ) ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。
- ウ 客室
  - 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
- エ 食事会場
  - (ア) 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行う。
  - (イ) 会場での着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
  - (ウ) 食事中の会話は自粛する。
- オ 浴室等
  - 浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

## (2) 輸送

- ① 公共交通機関等における感染予防
  - 参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底するとともに、感染予防について交通事業者の指示があった場合には、これに従うこと。
- ② 県実行委員会が実施
  - バス事業者に対し、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)に沿った感染予防対策(バス車内における手指消毒剤の装備、運行中の車内換気、仕業終了後の車内消毒等)の確実な実践の遵守を依頼する。
- ③ 市町村実行委員会及び各競技団体が実施
  - ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン(「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(日本バス協会)、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」(貸切バス旅行連絡会)及び「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(全国ハイヤー・タクシー連合会))の遵守を依頼すること。
  - イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行うこと。

### 【バス等利用に当たっての留意事項】

- (ア) 基本的な感染防止対策の徹底
  - (a) 飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。
  - (b) 乗車前に手指を消毒する。
- (イ) 乗車時及び降車時
  - (a) 乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
  - (b) 通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。
- (ウ) 乗車中
  - (a) できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
  - (b) 往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

## **8 総合開・閉会式**

総合開・閉会式は、本ガイドライン等に準ずる。

## **9 体調不良者発生時の対応**

「燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに基づく体調不良者対応マニュアル（案）」を別途、定める。

## **10 開催の可否判断**

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

## **11 その他**

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。